

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面(8)

平成25年7月12日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

原告訴訟代理人弁護士	紀	藤	正	樹
同	藤	田	城	治
同	石	田	拓	時
同	大	橋	正	典
同	川	井	康	雄
同	中	森	麻	由子
同	花	澤	俊	之
同	弘	中	絵	里
同	山	口	貴	士

目次

第1	被告準備書面5についての反論（特に乙13について）	3
第2	原告の精神的損害（慰謝料）の根拠について	4
1	はじめに	4
(1)	公調委が示した3要件	4
(2)	公調委3要件が見過ごしたもの	4
(3)	要件に関する小括	6
2	具体的な不安感の根拠となる事実と報道及び政府・被告の発表	7
(1)	東北大震災の発生時（3月11日）から3月18日まで	7
(2)	3月19日から5月まで	10
(3)	2011年6月	13
(4)	2011年7月～8月	14
(5)	2011年9月から年末まで一事実と報道及び政府・被告の発表、市民の感じた不安感	16
(6)	まとめ	18
3	被告自身も具体的な不安感の存在を認めていること	19
(1)	被告の主張	19
(2)	被告主張の矛盾	19
(3)	結論	20

第1 被告準備書面5についての反論（特に乙13について）

1 原告の主張は従前どおりであるが、ここでは特に被告準備書面5の第2の「4 LNTモデルを否定しているとの主張について（同準備書面5の10頁）」の、「同裁定はLNTモデルを否定することによって法的利益の侵害を認めなかったということではない」（同11頁）との点について反論を加える。

2 乙13（裁定書）は、

「申請人の被ばくの程度では、そのリスクが増加したことを推認することができないと言わざるを得ない」（同30頁）

「一般に、直線閾値なしモデルは、直線的なリスク増加が科学的に証明されたからではなく、その不確実さを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立ち、被ばくを低減する手段として採用されているものであるから（低線量被ばく報告書）、リスク増加に関して何らの裏付けもないのに、単にそれだけを当てはめて法益侵害を認定することはできず」（同31頁）

などと判断している。

3 以下に述べるとおり、これは、明確なLNTモデルの否定である。

LNTモデルおよびICRPのリスク係数 $0.055/S_v$ （甲17のICRPの2007勧告140頁 表A.4.4）に従うならば、ガン死リスクの増加は下記の式で算出される。

記

$$\text{過剰被曝量} (S_v) \times 0.055$$

すなわち、過剰被曝量がゼロでない限りリスクの増加もゼロではない。閾値を肯定しない限り、過剰被曝によるリスクはゼロにならないのである。そして、東京都においても本件事故以前に比べて本件事故後の放射線量は増加しているのであり、過剰被曝量はゼロではない。よって、LNTモデルおよびICRPのリスク係数に基づくと、乙13の申請人（東京都練馬区在住。乙13の3頁参照）のガン死リスクは増加している。それにも拘わらず、乙13は「リスク増加に関して何らの裏付けもない」と判断している以上、これは明確なLNTモデルの否定である。

既に原告が平成24年12月5日付準備書面（7）23頁以降で詳細に主張していると

おり、LNT仮説は、民事訴訟において必要とされる立証の程度を優に超えるものであり、近時の裁判実務もこれを採用することが確立しているところ、同仮説を採用する以上、乙13の申請人や原告のガン死リスクの増加は当然に認められることになるのである。

第2 原告の精神的損害（慰謝料）の根拠について

1 はじめに

(1) 公調委が示した3要件

本件で、原告が請求しているのは、本件原発事故による放射性物質の広汎な拡散によって、「合理的な一般人を基準に、具体的な恐怖感・危惧感」を抱いたことによる、精神的損害及び財産上の損害の賠償を求めるものである（原告準備書面（6）3頁）。

そして、本件とほぼ類似する案件において公害等調整委員会（以下「公調委」という。）の裁定は、「生命・健康・財産に関して重大な不安を抱かせる環境要因が存在する場合、それが客観的には生命等への影響を及ぼさないものであるとしても、心理的に行動が制約されるなどして日常生活の平穩を害する場合もあるから、人が、生命・健康・財産に関して、環境要因によって重大な不安を抱くことなく日常生活を送ることは、人格的利益（平穩な生活を営む権利）の一環として、法的に保護される余地がある」との前提のもと、

- ① 本件事故や放射性物質の拡散状況に関し、一般人が受け取る情報内容を前提として、
- ② 申請人の生活状況の下で、
- ③ 本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる

という3つの要件（以下「公調委3要件」という）を提示した（乙13の31、32頁）。

(2) 公調委3要件が見過ごしたもの

ア 公調委3要件はおおむね適切と考えるが、誤りが2点存する。

まず、1点目の誤りは、要件①についてである。公調委が同要件の具体的なあてはめにおいて「一般人が受け取る情報内容」と認定した情報は、対象とする情報が狭きに失し、かつ、その評価に誤りがある。

すなわち、公調委は、政府指示及び各メディアの報道をもって、「一般人が受け取る情

報内容」と認定しているが、インターネットが一般人に広く普及している今日、本件事故や放射性物質の拡散状況に関し正確な判断を行うために一般人が受け取る情報内容は、政府指示や各メディアの報道に限られず、インターネットを通じて受け取る情報、すなわちホームページ、ブログ、ツイッター、YouTubeなどから受け取る情報や、シンポジウムや学会、研究会等から受け取る情報等も含まれると解するべきである。

本件事故時点においても、インターネットは極めて広範に普及していたのであり、国の審議会やテレビ等に出演する専門家ですら、自らの体験事実や知見、意見をインターネット上で情報として発信しており、一般人は専門家が発するこれら情報を含む、インターネット上の様々な情報に普通に接することが可能である以上、インターネット等を通じて入手可能であったこれらの情報を「一般人が受け取る情報内容」から除外する理由はない。

さらに、公調委は、政府指示及び各メディアの情報について、一般人が当該情報を「正しいもの」として受け取っていたことを前提として評価しているが、これも重大な誤りである。

なぜなら、下記の i) ないし iv) の事実に顕著に現れているように、本件事故後、一般人は皆、政府の指示や、これに追随するようなメディアの報道について、当該指示ないし報道が事実をありのまま報道していないという強い疑念を抱くようになっていたのであり、かつそのような疑念を抱くことには合理的な根拠があったといえるからである。

記

- i) 3月11日から12日にかけて、当初半径3キロに設定されていた避難区域が、事故の拡大と共に、後追いで拡大されていき、最終的に半径20キロメートル圏内まで広がった。
- ii) SPEED Iによる放射能拡散予測は本件事故直後から行われていたにも拘わらず、当該情報の公開が3月23日頃までなされなかったことにより、双葉町町民が、当時放射性物質が大量に流れていた北西部に向かって避難し、被曝をした。
- iii) 当時、事故の情報が市民には伝えられず、枝野官房長官が「直ちに影響はない」と連呼している中、アメリカ政府は、3月16日には80キロメートル内に居住するアメリカ人へ退避勧告を行い、その他20カ国が退避勧告等を行った。

特に、フランス・イタリア・スイス・オーストリア・フィンランド・イスラエル・ドイツは、「東京からも」退避を勧告し、その他、日本国内からの出国を求める国も存在

した（原告準備書面（4）5頁以下）。

iv) 燃料棒の損傷（メルトダウン）については、事故後約2ヶ月間、被告・政府は、認めない一方、多くの専門家は早い段階から、その可能性が高いことを指摘していた。政府が、メルトダウンを認めたのは、2011年5月12日に至ってであったが、炉心溶融が既に生じていた可能性が高いことは、3月12日時点で予測され、首相にも報告されていたことが、後に明らかとなっている。

かかる事実からすれば、当時の一般人としては、政府指示や、これに追随するようなマスコミ報道の事実を鵜呑みにすることは到底できなかつたのであるから、これらの指示ないし報道が「正しいもの」であることを前提にした公調委の評価は誤っているというほかない。

なお、このように、当時の政府指示や、これに追随するようなマスコミ報道の内容に重大な疑義があったという事情は、これら指示、報道のみならず、前記のYou Tube、ブログ、ツイッター、シンポジウム等で公表されていた事実についても一般人が検討することが合理的であったことを裏付けるものである。

イ 2点目の誤りは、要件③についてである。

公調委は、法的保護に値する人格的利益の侵害が認められるには、生命・健康・財産に関する不安が「重大」でなければならないと解している。しかし、本件事故に関して、原告には一切不利益を受忍すべき理由はないから、不安を「重大」なものに限定する理由は全くなく、原告が被った不安が「具体的」でありさえすれば、法的保護に値する人格的利益の侵害が認められるべきである。

(3) 要件に関する小括

以上のとおり、慰謝料（及びその具体的な不安感によって購入せざるを得なかつた物損）の賠償を認めるかについては、

- ① 本件事故や放射性物質の拡散状況に関し、一般人が受け取る情報内容を前提として（公調委と同じ）、
- ② 申請人の生活状況の下で（公調委と同じ）、
- ③ 本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して具体的な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる（公調委と異なる）

という3つの要件を満たすべきであり、かつ、①の要件の具体的なあてはめにおいては、前記のとおり、当該「情報」を政府指示やこれに追随するマスコミ報道に限定せず、かつ、当該指示や報道に対し一般人が抱いていた重大な疑義を評価の上で取り入れて判断すべきである。

2 具体的な不安感の根拠となる事実と報道及び政府・被告の発表

以上を前提として、原告は、「一般人が受け取る情報内容」に、原告準備書面（7）の第3（27頁以降）で述べた事実のほか、以下のとおり、当時の新聞・雑誌等の報道及び政府・被告の発表も加える。

なお原告は、現在、本件事故後における膨大な量のインターネット上の情報であるホームページ、ブログ、ツイッター、YouTube等の情報ないしシンポジウム等で得られた情報についても、現在証拠を整理中であり、これらの情報についても随時整理して主張する。

(1) 東北大震災の発生時（3月11日）から3月18日まで

ア 3月12日（1号機の爆発事故）

(ア) 事実と報道及び政府・被告の発表

東日本大震災から1日しか経過しておらず、関東圏でも余震が続いていた平成23年3月12日の夕方、突然、福島第一原発の1号機で爆発が起きた。爆発音と共に白煙を上げている1号機のテレビ映像（甲7の659頁等）は、視聴者に大きな衝撃を与えた。

1号機の爆発について枝野官房長官（当時）（以下「枝野氏」という。）は、「放射性物質の放出に大きな変化はなく、原子炉は制御下に置かれ（てい）る」（2011年3月13日付朝日新聞朝刊1面 甲7の659頁。なお、括弧は、原告ら代理人の補充）などと説明していたが、同月14日には3号機で水素爆発が生じ、その様がテレビ等で報道された。

(イ) 市民が感じた具体的な不安感

これはすなわち、「原子炉は制御下に置かれ（てい）る」という枝野氏の説明が嘘であり、この説明にかかわらず、国民は、福島第一原発の1号機及び3号機での相次ぐ爆発という事実から、実際には、同原発の事態が悪化の一途を辿っていると

合理的に推認し、具体的な不安と恐怖に陥った。

イ 同月14日・15日

(ア) 事実と報道及び政府・被告の発表

同月14日、午前11時1分、3号機が水素爆発し、同号機の建屋上部が吹き飛ばされた。

同月15日、午前6時14分ころには、2号機で爆発音がし、被告は、S/Cの圧が大気圧と同じに下がったことを発表した。報道機関は、格納容器につながる圧力抑制室が損傷した可能性があり、放射性物質の閉じ込め機能が失われた可能性があるとして報じた。ほぼ同時に、4号機でも、水素爆発が発生し、建屋上部が破壊された。4号機では使用済み燃料プールの崩落の危険があることが報じられた。

さらに、同日の午前には、東京都新宿区内でも通常の21倍の放射線量が観測されたことが報じられ、原子炉から放出された放射性物質が、東京都にも届いていることが、データで実証された。

諸外国政府は、国内、特に東日本に居住する自国民に対し、退避や出国を勧告しはじめた。

2011年3月15日付の朝日新聞夕刊では、その1面において、「最悪の事態に備えを」「原発事故から身を守る」との見出しが付された記事が掲載され、「チェルノブイリ事故の経験では、幼い子どもは大人に比べ甲状腺がんになる確率が100倍以上も高い。『放射能からまず子どもを守る』を社会で共有したい」などと報じられた（甲7の733頁）。

(イ) 市民が感じた具体的な不安感

前述の政府・被告の「原子炉は制御下に置かれている」という発表に反して、市民が持っていた「不安と恐怖」は的中する形となった。そしてこの間も、政府からは、「健康にただちに影響はない」という曖昧な言葉が繰り返されるばかりで、状況の悪化を防ぐ具体的な手立ては示されず、4つもの原子炉で深刻な異常が生じているという事態に、特に東日本に居住する市民としては、「このまま原子炉は制御不能となり、さらなる大爆発や、放射能の流出が始まるのではないか」と合理的に推認するに至り、「今の住まいにはもう住めなくなるのではないか」「仕事も、子どもの学校も、全

て今までとは全く違う場所やスタイルで生きて行かざるを得ないのではないか」などという具体的な恐怖と不安を感じさせられていた。

特に大人に比べ放射能に弱い子どもを抱える市民にとっては、その具体的な不安や恐怖はさらに一層、大きいものであった。

諸外国政府による自国民に対する東日本からの退避勧告等は、まさに、これを裏付ける形となり、首都圏に住む日本人にも、関西以西に疎開する者が現れ始めた。

ウ 3月17日

(ア) 事実と報道及び政府・被告の発表

3号機の使用済み燃料貯蔵プールを冷却するために、上空から3号機に向け、ヘリコプターでバケツの水を投下するという作戦が取られた。しかし、高い放射線量のために投下作業は4回しか行えず、その様子をテレビで見ても、その効果のほどは不明であった（実際、効果を示すような顕著な数字はデータ上出ていないと枝野氏が会見で報告した）。

さらに、同日には、アメリカ側が日本政府の公式発表に不信感を抱いていること、ニューヨーク・タイムズで日本政府は情報隠しやでっち上げを行っている疑いがあるという記事が掲載されたこと、アメリカほか各国政府が原発から80キロ圏外へ退避するよう勧告したことが報じられた。

そして、この頃から、週刊誌等各メディアで、政府見解とは裏腹に、原発事故の深刻さや放射性物質による悪影響が報道されるようになった。

また、子どもは大人よりも放射能の影響を受けやすいことも繰り返し報道されていた（3月17日付朝日新聞朝刊 甲7の820頁）。

(イ) 市民が感じた具体的な不安感

そもそも、バケツの水を上空から投下するという原始的な「作戦」しかないことに、市民は、事態の深刻さを痛感すると共に、もはや福島第一原発の原子炉は制御不能か、制御不能同然の状況にあるものと合理的に推認し、絶望的な思いに至らされた。

また、諸外国の海外への避難勧告、特に、各国大使館の閉鎖や移転は、合理的に考えても、本件事故による関東への危険が単なる抽象的な危険ではなく具体的な危険であることを十分に推認させるものであり、関東に居住する一般人への政府指示ないし発表への疑念と、同事故に対する具体的な不安はより一層大きなものとなった。

このような不安は、菅総理（当時）が放水作業を執行するに当たり、「もし福島第

「一原発が本当に最悪の事態になった時は、東日本がつぶれると言うことも想定しなければいけない」と話しており、まさにこのままでは、もはや東京を含めた東日本は機能しなくなるというのが、当時の市民共通の認識であり、合理的な推認といえるものであった。

(2) 3月19日から5月まで

ア 3月19日から4月にかけて

(ア) 事実及び政府・被告の発表

3月19日には、福島・茨城・栃木・群馬産ホウレンソウとかき菜、福島産原乳につき出荷停止が指示された。同月22日には、前日の降雨により、福島県は勿論、近県にも相当量のセシウム137が検出されたことが報じられた。また、同月21日には福島第一原発近くの海水から、最大で安全基準の126倍にあたる放射性物質が検出されたことが分かり、さらに同月23日には金町浄水場の水道水から、1キロあたり210ベクレルという国の基準の二倍を超える放射性要素が検出され、東京都は23区及び多摩5市に対し、乳児による摂取を控えるよう呼びかけた。これを受けて、スーパーはもちろん、自動販売機からミネラルウォーターが消える騒ぎとなった。

また、原子炉を安全に止めるためには水の注入が不可欠であるが、その一部が高濃度の放射性物質を含む汚染水となって海へ流出していることが判明し（なお、2号機から流出した高濃度汚染水に含まれていた放射能の総量は、4月1日から6日までの間だけで、4700兆ベクレルに達することが後に分かった）、さらには放射能汚染水の保管場所確保と設備の浸水防止のため、4月4日には比較的汚染度の低い水を海に故意に放出したこともあり、海の汚染がいよいよ懸念されるに至った。

懸念は現実に具体化し、同月5日には茨城県のコウナゴから高濃度の放射性ヨウ素が検出され、初めて水産物に対する原子力災害特別措置法に基づく出荷停止指示が出された。また、同月7日には第一原発敷地内で、世界最強の毒物であるプルトニウムが検出されたことが発表された。そして、同月12日には、福島県で採取した土壌と葉物野菜からストロンチウムが検出された。

他方、経済産業省原子力安全・保安院は、4月12日、本件事故を、原発事故の深刻度を示す国際原子力事故評価尺度（INES）を、それまでの「レベル5」から最も最悪な事故に当たる「レベル7」（放出された放射性物質の量が、数万テラ・ベクレル以上）と

評価すると発表した。保安院と国の原子力安全委員会はそれぞれ、原子炉の状態を示すデータや原発周辺で計測された放射線量、気象データなどから、放出された放射性物質の量を計算し、放射性ヨウ素131に換算したところ、保安院では37万テラ・ベクレル、安全委では63万テラ・ベクレルに達したと推計されたためであった。「レベル7」はチェルノブイリ事故と同じレベルであり、その日までは、経済産業省原子力安全・保安院は「レベル5」としていた。

(イ) マスメディアの報道

これらを受け、週刊誌等のマスメディアでは、「『放射能汚染』東京上陸体内被曝は始まっている—『死の灰』は東京以西にも。『人体に影響は及ばない』政府はそんな認識で本当にいいのか。」「日本の常識は世界の非常識 妊婦、乳幼児、子どもを持つ家庭は必読 『安全な被曝』なんてありえない」(週刊現代 3月28日発売 中吊り 甲19の1)、「海の魚は本当に大丈夫なのか」「封印された『人体への影響について』 こんな『被曝食品』調査を信用していいのか」(週刊現代 4月4日発売 中吊り 甲19の2)、「放射線が発生させる5年後の病気症状&危険度前一覧」「放射能暮らし&食卓こうなる!」「最終処理まで30年福島原発のデス・ロード」(女性自身、週刊女性、週刊朝日の各誌の4月5日の見出し 甲8の205, 212頁)、「放射能汚染列島『20年後の発病』その危険性」(4月11日発売 週刊現代 中吊り 甲19の3)など、放射能がもたらす危険や事態の収束が困難であることを訴える記事を多数掲載した。

また、「菅官邸が隠した放射能データ6500枚」(4月25日週刊ポスト見出し 甲8の1230頁)など、政府が原発事故の真相を隠していることを報じる記事もあった。

(ウ) 市民が感じた具体的な不安感

このような情報に接する中、事故の状況のみならず、政府は、放射能の危険性についても、過小報告しているのではないかという疑いがより市民の間に広まっていき、流通している水道水や食料品に対しても、重大な不安を感じるようになった。当時国民が受け取っていた情報からすれば、このように疑いを持つことにも十分に合理性が認められるものであった。

イ 5月に生じた事実

(ア) 事実及び政府・被告の発表

それを裏付けるように、これまで、政府や被告は、原子炉の炉心融解を否定していたが、

5月12日、1号機の核燃料の大半が溶融していることが被告から発表され、同月17日には2・3号機も炉心融解（メルトダウン）していることが被告の公表データから明らかになった。

5月初旬には、福島第一原発から300キロも離れた神奈川県足柄産の生茶から基準値を超える放射性セシウムが検出され、続いて乾燥茶からも基準値を超える放射性セシウムが検出され、300キロ離れた地域にも、相当量のセシウムが降下していることが具体的に示された。6月9日には、さらに遠い静岡県の製茶からも一部基準値を超える放射性セシウムが検出された。

(イ) マスメディアの報道

これを受け、メディアによる報道では、「実はこんなに高い あなたの町の『本当』の放射線量 公式発表は『低く出るよう』細工をしていた。」「水産庁『魚は安全』捏造していた」（週刊現代 5月16日発売 中吊り 甲19の4）、「東京電力の大ウソ放射能地獄に日本は陥ちた」（週刊文春5月19日見出し 甲9の845頁）「『東京の放射線量』政府発表の5倍だった」（女性セブン5月19日見出し 甲9の871頁）「親たちの疑心暗鬼 年間『20ミリシーベルト』に科学的根拠なし 放射能と子ども 10歳で20ミリシーベルト被曝すると180人に1人がん」（AERA5月23日見出し 甲9の1092頁）「隠された放射能汚染を暴く 政府と東電はグル『大本営発表』『あと出し』『隠蔽』『安全基準変更』『過小評価』のオンパレード」（週刊現代 5月23日発売 中吊り 甲19の5）「ジワジワ広がる原発汚染 放射能から身を守れ！」「政府・東電の情報隠蔽が生む『放射能不安』無間地獄」（週刊朝日5月24日見出し 甲9の1144頁）「原発『海産物汚染』戦慄データを全公開！」（週刊文春5月26日見出し 甲9の1218頁）「暫定基準のあいまいな根拠 放射能と食品」「『内部被曝』こうなる鼻血、下痢、倦怠感…／広島の被曝医師・肥田舜太郎『半年後ぶらぶら病増える／セシウムは筋肉、ストロンチウムは骨に／予防はマスクと手洗い、うがい』（AERA5月30日見出し 甲9の1474頁）「政府は本当のことは教えない。捨てられた日本国民」（週刊現代 5月30日発売号 中吊り 甲19の6）など、東京でも被曝量が大きいこと、政府や被告の発表が信用できないものであること、今後様々な健康被害が懸念されることが報じられた。

また、子どもは大人よりも放射能の影響を受けやすいことも、繰り返し報道されていた

(5月11日の朝日新聞記事 甲9の426頁)。

(ウ) 市民が感じた具体的な不安感

このように、従来の事故それ事態の拡大に対する恐怖に加え、放射能の危険性、特に子どもへの影響が重大であることも報道されるようになり。そのため、子どもをもつ親は、前にも増して、さらにいっそう放射能による健康被害に具体的な不安を感じさせられるようになった。

(3) 2011年6月

ア 事実及び政府・被告の発表

6月に入っても、原子炉の状態は収束にほど遠く、1号機建屋で毎時4000ミリシーベルトという最高値の放射線量が計測された。同月27日には汚染水を処理して原子炉の冷却に使う循環注水冷却システムが稼働したが、故障も相次ぎ、不安定な状態が続いた。

また、この頃には、各自治体によって、放射性物質がたまっているところ、すなわち「ホットスポット」があることが公表されるようになり、本件事故によって飛散した放射性物質の量は、必ずしも距離とともに減少するものではなく、首都圏でも地形等によっては、高い放射能にさらされる危険があることが明らかになった。

イ マスメディアの報道

マスメディアは、「放射能とがん」(AERA6月6日見出し 甲10の308頁)、
「東京の東部は被曝限度超えも」(週刊朝日6月7日見出し 甲10の360頁)「首都圏調査 放射能『汚染マップ』」(AERA6月12日見出し 甲10の644頁)「日本全国隠された『放射能汚染』地域」(週刊現代6月20日見出し 甲10の1017頁)
「食べてはいけない!『夏の食材』見分け方」「プロが教える怪しい『産地偽装の見抜き方』」(週刊朝日6月21日見出し 甲10の1086頁)「子どもを守るにはどうすべきか?汚染食品の恐怖」(宝島6月25日見出し 甲10の1274頁)「列島縦断 放射能はこんなに出ている」(週刊現代6月27日見出し 甲10の1403頁)「放射能被曝野菜の真実」(週刊文春6月30日見出し 甲10の1565頁)等、放射能の危険を呼びかける記事を多数掲載した。

ウ 市民が感じた具体的な不安感

6月20日に見出しが掲載されたAERAにあるように、給食に混入する放射性物質を

恐れて弁当を持参する親もいれば、子どもを連れて西日本や九州、沖縄等に疎開する親もいた。また、仮に居住地域の外部線量がさほど高くなくても、内部被曝をすれば、放射性物質が体内にとどまり放射線を浴びることになることは、すでに市民にも常識となった。

子を持つ親は、子どもにできるだけ放射性物質が含まれない水や食品を食べさせるため、産地に気を配り、割高であっても西日本や九州産等の食品を買い求め、通信販売を利用したり、希望の食品を求めてスーパー巡りをしたりすることを強いられ、金銭的、精神的、時間的な負担を強いられるようになった。

(4) 2011年7月～8月

ア 事実及び政府・被告の発表

7月1日には、内閣府の食品安全委員会で、低線量の放射線が胎児や子どもに与える影響についての議論が開始された。

福島の子10人の尿からセシウムが検出されたことが報じられた。

7月10日の朝日新聞は、子どもは原発事故後生きる時間が長いこと及び細胞分裂が活発であることから、大人よりも放射能によるリスクを下げる対策を講じた方がよいとして、雨樋の下や側溝、雑草などの線量が高くなる場所に注意したり、そのような場所を通った後は靴の泥を落として家の中に持ち込まないなどの対策を紹介する記事が掲載された。また、同日には東京都板橋区の小学校3校の生徒が茶摘み体験で摘んだ茶葉を製茶したところ、セシウム134とセシウム137あわせて1キロ当たり、当時の食品衛生法の基準500ベクレルを大幅に超える2700ベクレルが検出された。

その前日7月9日には、福島県南相馬市内の酪農家が出荷し、東京都内の食肉処理場に7月8日に搬入された食用の牛肉から、当時の食品衛生法の基準500ベクレルを大幅に超える1キロ当たり2300ベクレルのセシウムが検出された。食用の牛肉から基準値を超える放射性物質が検出されたのは初めてのことであった。しかも汚染牛は11頭にのぼることが判明し、すでに8都道府県で438キロ消費されたことが分かった。

さらに、同月15日には、原発から60キロ離れた福島県浅川において基準値の約73倍にあたる1キロ当たり2万2045ベクレルのセシウムを含むわらを与えていた牛42頭が出荷・流通していたことが明らかになった。出荷した酪農家は原発から離れていたため検査の対象外となっていた。飼料として与えられていたわらは浅川よりもさらに原発

から遠くの場所から提供されたものであった（ただし、原発事故後も田んぼに稲わらを置いたままだった）。

さらに、岩手・宮城・栃木の肉牛でも基準値を超えるものが見つかり（いずれも地元のわらを利用）、全国的なわらの調査が行われることになった。汚染されたわらを与えられて出荷された牛は、7月29日には15道県2965頭にも及ぶことが分かり、ブランド牛である松阪牛からも基準値以下ではあるがセシウムが検出された（7月22日、29日）。しかも汚染わらを食べた肉牛は、習志野市や船橋市の小学校の給食に用いられたことも分かった（7月22日）。そのうえ、栃木県、岩手県産の落ち葉を使用した腐葉土から、1キロ当たり7万2000ベクレルもの高いセシウムが検出され、全国のホームセンター等で販売されていたことも分かった（7月26日～28日）。腐葉土には放射線量の基準値がなく、食品自体でなくてもあらゆるところに放射性物質の危険が潜んでいることが明らかになった。

また、8月27日には、原発事故により放出されたセシウム量は、広島原爆の168倍に相当することが原子力安全・保安院より報告された。

イ マスメディアの報道

これらを受けて、週刊誌等では、放射能による危険をよびかける記事が多く掲載された。たとえば、「衝撃データ入手 20年度のニッポン がん・奇形・奇病・知能低下 年間20ミリでなく、1ミリという低い線量の被曝で健康被害が続出するという厳しいデータ。福島より首都圏のほうが危険なくらいだ」「福島第一の最原発に備えよ」（週刊現代7月4日見出し 甲11の195頁）、「『放射能』マップ」「ホットスポット『柏の母』座談会 孤立するのが一番つらい／線量計2台で毎日測っています／（略）安全な食品や水の買い物に2時間以上かかります」（AERA7月4日見出し 甲11の210頁）、「忍び寄る放射能から家族を守れ！ 行き場失い増え続ける放射能汚泥の恐怖（略）汚染ガレキは、関東、関西、四国…受け入れ表明で揺れる住民」（週刊朝日7月5日見出し 甲11の260頁）、「子どもを傷つけてしまった・・・父の、母の、この怒りと無念さが分かりますか『わが子のオシッコからセシウムが出て』」「ハラミとハンバーグに要注意。国はまたも過小評価、当たり前だが危険です あなたの食卓にセシウム汚染牛肉」（週刊現代7月15日見出し 甲11の760頁）「汚染牛さらに1000頭見逃し 避難区域設定前の4月21日までに約1100頭が検査されないまま市場へ出されていた／震災

後の飼料ひっ迫が生んだ汚染牛」(AERA 7月16日見出し 甲11の828頁)、「新聞・テレビがパニックを恐れて報道を自粛する『いま福島県で起きていること』」「汚染腐葉土関西のホームセンターで発売中」「ICRPの健康基準なんか、信用してはいけない」(週刊現代7月25日見出し 甲11の1299頁)、「放射能『積算線量全国マップ』」「スクープ柏『汚染焼却灰』こっそり埋め立て」「汚染牛肉は『宮城産』として給食に使われていた」(AERA同日見出し 甲11の1314頁)、「『汚染がれき』拡散する」「放射能で日本が分断される『経済的に限界』母たちの溝(略)」「避暑地ホットスポット」(AERA 8月1日見出し 甲12の38頁)「どのブランド牛なら安心? 地元のセシウム対策徹底調査」(週刊朝日8月2日見出し 甲12の34頁)などである。

ウ 市民が感じた具体的な不安感

前記の、食品等による内部被曝への恐怖・不安は、この間の政府・被告の発表や、マスメディアの報道等により、さらに深刻な問題であることが判明した。

すなわち、原発から遠く離れた地域を産地とする牛肉も、汚染された稲わらを通して汚染するのであり、産地名だけを頼りに放射性物質の少ない食品を購入しようとすることには限界があるということである。また、検査が徹底されていないこと、流通しているからといって安全ではないことも実証された。これらの事実により市民は強い衝撃を受けた。

それでも、子どもを抱える親は、できる限りの被曝を避けるために、夏休みの旅行先として東日本を回避したり(8月1日)、屋外での遊びを避けさせたりするなどの行動を強いられた(同月5日)。

(5) 2011年9月から年末まで一事実と報道及び政府・被告の発表、市民の感じた不安感

その後も炉内状況は、分からないまま、11月3日には、原子炉容器内で核分裂によって生じた放射性キセノンが検出されたことから、局所的に臨界が起きている可能性が否定できないとされた。

結果的に、これは散発的な核分裂に過ぎないと評価されたが、平成23年年末に至っても、原子炉からは、未だ放射性セシウムが毎時6000万ベクレルも新たに飛散しており、水素爆発の不安も残っており、原子炉の冷却に使われた汚染水の流出も、繰り返されている状態であった(12月17日)。

9月30日には、原発敷地外で初めてプルトニウムが検出されたことが報じられた(1

0月1日)。同月6日には、文部科学省より、航空機から測定した東京都と神奈川県のカシウム134と同137の土壌蓄積量を示すセシウム汚染地図が公表され、東京都では、葛飾区と奥多摩の一部で、1㎡あたり3万～6万ベクレルもの、セシウム137が計測された。

同月12日には、新潟県と秋田県についても同様の地図が公表され、三国山脈に阻まれて汚染が少ないと考えられていた新潟県でも、穀倉地帯として名高い魚沼市や阿賀町の一部や、北部などに1㎡あたり3万～6万ベクレルものセシウム137が計測されたことが明らかになった(10月13日)。なお、チェルノブイリ原発事故ではセシウム137が3万7000ベクレル以上の地域を「汚染地域」としている。

11月26日にはセシウムの積算降下量が改めて報道されたが、計測器が壊れて計測できなかった宮城県、福島県を除き、セシウム134、137の積算量が最も多かったのは茨城県(4万801ベクレル/㎡)で、山形県(2万2570ベクレル/㎡)に次いで、東京都(計測地は新宿区)は3番目に多かった(1万7354ベクレル/㎡)。

また、9月9日までに、原子力機構は、第一原発から海に放出された放射線の総量(ヨウ素131、セシウム137、セシウム134)は、3月21日から4月30日までで、海に流出した汚染水中の放射エネルギーが約4720兆ベクレルに大気からの降下分を加えて1・5京ベクレル(京は兆の一万倍)を超えるとの試算をまとめた。しかし、10月29日には、フランスの研究機関から、海洋放出分だけで約2・7京ベクレルにのぼるという調査報告書が出されていることが報じられた。さらに、同日、欧米の研究チームが、大気中に放出されたセシウムについても、原子力安全委員会が公表した推定値の約3倍と試算していることが報じられた。

首都圏でも、様々な場所で局所的に高い線量の場所のあることが報道された。同月14日にはふなばしアンデルセン公園の一角で毎時1・55マイクロシーベルト、同月18日や20日には、足立区の区立小学校の雨樋の下等で、毎時3・6～3・9マイクロシーベルトの放射線量が測定されたことが報じられた。また、10月12日には横浜港北区のマンション屋上の堆積物から1キロ当たり195ベクレルのストロンチウムが検出され、同月15日には横浜市大倉山5丁目の道路側溝の堆積物から1キロ当たり129ベクレルのストロンチウムが検出されたことが報じられた。

その後、9月3日や10月29日には、首都圏の学校や公園、児童館でも、土を入れ替

える等の除染作業が行われたことが報じられた。また、9月9日には、東京都では7、8ヶ月で6400人も人口が減るといふ異常な現象が起き、その主たる原因の一つは放射能に対する不安であるといふ記事が紹介された。

9月7日には、イノシシ、カモなどの野生動物に放射能汚染が広がっていることが報じられた。また、9月以降、基準値を超えて汚染されたキノコについて頻繁に報じられるようになった。10月8日には静岡県産の乾燥椎茸から基準値を超えるセシウムが検出され、11月30日には川魚にセシウムが貯蓄されやすいこと、12月7日には粉ミルクからセシウムが検出されたことが報じられた。

事故後初めて収穫される米については、16県で検査が行われ、9割超が「検出せず」であったが（9月22日）、検出された県もあった。店頭販売で売れない場合、外食やコンビニの弁当・おにぎりなどの業務用に回されるという記事が報道され（10月13日）、子どもにはわずかでも被曝させたくないとする親からすると、子どもと外食をすることが困難な状況になった。また、県によって検出下限値が異なる、産地をまぜれば国産表示だけでOKなどの問題が指摘された（AERA9月11日見出し 甲13の600頁）。

さらに、10月24日には、毎時30マイクロシーベルトもの高い放射線量を有する中古車が、その事実を隠されたまま、国内で流通していることが報じられ、土壌、空気、水、食物のみならず機械にまで気を配らなくては被曝を防げないことが明らかとなり、市民の被曝に対する恐怖・不安はより深まった。

(6) まとめ

以上のとおり、本件事故後になされた政府発表ないし被告発表のみからしても、原子炉の制御が不能となり、事態の收拾が図れなくなった結果、東京に居住する一般人においても莫大な量の放射性物質に被曝する可能性があるという具体的な不安を抱くことは当然であったといえる。

さらに、前述のとおり、政府・被告の発表内容は、事故状況や被曝の影響を矮小化したものであって、一般の国民が、これを文字どおり受け取ってはいけないことに照らせば、「一般人が受け取る情報内容」に、公調委が検討する各メディアの報道だけを見ても、なお一層、具体的な不安を抱くことは、当然であったと評価できるうえ、インターネット上の情報やシンポジウム等で得られる情報、さらには専門家が発信する情報や意見などをも

考慮すれば、一般人が、本件事故直後、原子炉の制御が不能となり、事態の收拾が図れなくなり、東京においても莫大な量の放射性物質に被曝する具体的可能性があると考えること、本件事故後相当期間経過後も、全国的に流通する食料品による内部被曝により、健康に関する不安がもはや避けることの出来ない具体的なものになったと考えることは、当然に合理的かつ相当であったといえる。

東京都に住み、子どもを抱える身の原告にとって、事故直後の期間、政府や被告の発表を鵜呑みにすることなく、当時の報道内容から合理的に推認される事態として、東京にまで莫大な量の放射性物質が飛散し、被曝する可能性を想定し、具体的な不安感、恐怖感を感じたこと、その後においても、長期的な被曝により自ら、あるいは自分の子どもに健康被害が生じるのではないかとの不安感、恐怖感を抱いたことは、上記市民の共通認識、合理的な一般人の認識からして十分に相当性が認められる。

従って、この不安感、恐怖感に基づき強いられた余分な出費や精神的苦痛に対しては、被告が損害賠償責任を負担すべきことは明らかである。

3 被告自身も具体的な不安感の存在を認めていること

(1) 被告の主張

この点について、被告は、東京都に居住する市民が感じる「被曝」に対する恐怖について次のとおり主張している。

外部被曝への恐怖感等について、「福島第一原子力発電所から200キロメートル以上離れた東京都で生活している合理的な一般人を基準として考えれば、…（中略）…「一般的・抽象的不安感に危惧感等に止まることが明らかというべきである。」。

内部被曝への恐怖感等についても、「食品についてみると、・・・」「検査態勢が整備されており、食品に関する基準値を超える食品については流通しないようになっている」ため、食品を通じた内部被曝に対する恐怖は「一般的・抽象的不安感や危惧感等」にとどまる」（被告準備書面3・第2・3・4 7～8頁）

(2) 被告主張の矛盾

しかしながら、被告は、食料品等による内部被曝に対しては、「弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償」する（甲18 被告作成「地方公共団体さまへの賠償について」の別紙2の②の※部分）としながら、東京都

の全市区町村に対して学校給食の検査費用について全面的に賠償することとしている。

さらに、本年5月28日付けの東京新聞の記事（甲20）においては、これらの検査費用について、平成24年4月以降も本年平成25年3月までの延長を認めた外、東京23区の空間線量の検査費用についても2011年3月11日から同年12月31日までの間の委託費や検査場所への交通費などについて、損害賠償の対象にすることを認めている。

これら賠償の対象も、関東一都六県に加え、300キロメートル以上離れた静岡県各市町村までが含まれている。

(3) 結論

これら被告の対応に照らせば、かかる被告の行動に従う限り、少なくとも、平成23年3月11日から同年末までの空間線量、加えて、平成24年3月31日までの間の東京都内における食品については、被告自身も、多くの市民が、政府の発表を鵜呑みにできず、環境中の放射線による被曝や、特に子ども達が食べる給食の材料に規制値を上回る食料品が混入するのではないかと推測し、具体的な恐怖感・不安感を覚えることが「合理的かつ相当」であると認めていることを意味する。

被告が地方公共団体に対して上記賠償をすることとしておきながら、原告への賠償を一切拒否するというのは自己矛盾であり、官民を区別して一般市民への損害を不当に軽視した誤った価値観によるものというほかない。

以上